

議案第八十四号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部二十五の二の項から二十五の五の項までの規定中「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第五項ただし書」に改め、同部二十五の十一の項から二十五の十七の項までの規定中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同部二十五の十八の項から二十五の二十の項までの規定中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同部二十五の二十一の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するため、本案を提出いたします。